



山形県公報

平成15年4月1日(火)

号 外 (24)

目 次

告 示

- 行政書士法第14条第1項の規定に基づく行政書士の業務の停止..... (市町村課)... 1
- 山形県老人医療給付費負担金交付規程を廃止する規程..... (長寿社会課)... 同

告 示

山形県告示第325号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第14条第1項の規定により、次のとおり行政書士の業務の停止を命じた。
平成15年4月1日

山形県知事 橋 和 雄

1 処分を受けた者

- 氏 名 武口良一郎
- 住 所 天童市駅西一丁目11番34号
- 事務所の名称 行政書士 武口事務所
- 事務所の所在地 天童市駅西一丁目11番34号

2 業務の停止の期間

平成15年4月14日から同月28日までの15日間

山形県告示第326号

山形県老人医療給付費負担金交付規程を廃止する規程を次のように定める。
平成15年4月1日

山形県知事 橋 和 雄

山形県老人医療給付費負担金交付規程を廃止する規程

山形県老人医療給付費負担金交付規程(昭和58年1月県告示第156号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成15年4月1日印刷
平成15年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056